

補助金調書

補助金名	新規就農者育成総合対策補助金			担当課 (連絡先)	農林水産局総務農林部イノシシ等地域営 農対策担当(TEL092-711-4852)	
交付先	<input type="checkbox"/> 個人	認定新規就農者		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	補助目的を達成し得る事業実施主体が限定されるため。					
補助開始年度	令和4	年度	経過年数	3	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 次世代を担う農業者を志向するものに対し就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援すること、また、経営確立に資する経営開始資金を交付することにより、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図ること。					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する理由						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 (経営発展支援事業) 補助対象事業費上限:1,000万円(経営開始資金の交付対象者は500万円) 補助率:都道府県支援分の2倍を国が補助(例:国1/2、県1/4、本人1/4) (経営開始資金) 交付金額:150万円/年(最長3年間)※夫婦就農は1.5倍				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	14 件	5 件	件		
	73,500 千円	32,955 千円	5,625 千円	千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	交付件数 (経営発展支援事業) 4件 (経営開始資金) 10件					
補助金交付 による効果	新規就農者に対し、農業機械導入や施設整備などへ補助金を交付したり、経営確立に資する経営開始資金を交付することで、新規就農への意欲喚起につながり、早期の経営安定が図られるという効果が見込まれる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。